

平成30年度

農商工連携促進事業補助金

評価表

NO.

31

所管部課名	農林水産部 六次産業対策課			担当者	久木元			
事務事業名	六次産業化推進事業費							
根拠法令	農商工連携促進事業補助金交付要領							
補助経過年数	1年以上5年以下							
平成30年度 予算額	1,200 千円	国県支出金 千円	一般財源 千円	その他 1,200 千円	その他の内容 地域活性化基金			
	指標名			目標値	目標年度			
成果指標①	新たに開発された商品数			年3商品	平成31年度			
成果指標②								
補助対象者	市内の農林漁業者（個人・法人・農協・漁協ほか）及び市内に事業所を有する事業者（個人及び法人に限り、農林漁業者を除く。）							
補助対象経費	農林漁業者：当該事業に係る生産物の一次加工に要する経費 商工業者等：当該新商品又は新サービスの製造・販売等に要する経費（販路開拓費、機械等購入費、原材料購入費）							
補助対象事業・活動の内容	農林漁業者が、商工業者等にその生産物又は一次加工品を直接供給し、当該商工業者等が当該生産物等を活用して、新商品又は新サービスの製造・販売等を行う事業							
	分類	□運営補助のみ ■事業補助のみ		□運営補助と事業補助の両方		□その他		
補助金額又は補助率	農林漁業者：100万円を上限に事業費の1／2 商工業者等：300万円を上限に事業費の1／2							
上記項目の積算方法								
補助を受ける事業（団体）等の経過3年間の決算状況	項目		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
			金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）
	収入	自己資金	0		1,844,444	50.0%	6,603,039	51.7%
		自己負担金			1,844,444	50.0%	6,603,039	51.7%
						0.0%		0.0%
						0.0%		0.0%
		市補助金			1,843,000	50.0%	6,179,000	48.3%
						0.0%		0.0%
		（前年度繰越金）				0.0%		0.0%
		計	0		3,687,444	100.0%	12,782,039	100.0%
	支出	事業費			3,687,444	100.0%	12,782,039	100.0%
		人件費				0.0%		0.0%
		その他事務費				0.0%		0.0%
						0.0%		0.0%
						0.0%		0.0%
						0.0%		0.0%
		（翌年度繰越金）				0.0%		0.0%
		計	0		3,687,444	100.0%	12,782,039	100.0%
	支出計/前年度支出計						346.6%	
	自己資金/前年度自己資金						358.0%	
翌年度繰越金/市補助金				0.0%		0.0%		
交付件数				1		3		
成果指標の推移①				1		3		
成果指標の推移②								
特記すべき事項等	【前回評価】該当なし 【前回評価への回答】該当なし 【事業のPR方法】ホームページ掲載、農商工異業種交流会での事業案内 【費用対効果】農商工連携により、農林漁業者及び商工業者の経営改善がされる。マッチング交流会を通して創意工夫を通してビジネスチャンスの創出に取り組んでいることから、農商工連携の拡大の余地が見込まれる。 【補助事業以外の事業】該当なし 【その他】平成28年度から補助制度開始							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	農商工連携を推進することで、市内の農林水産物を使った新商品の開発などにより、農林漁業者の所得の向上や商工業者の経営改善に繋がる。また、間接的に本市経済の活性化に寄与していると考ええる。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	B	①に該当する。 農商工連携を通じた農林漁業者の所得向上、新商品開発や販路拡大による商工業者の経営改善に向けて、当面、本補助金による支援が必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	B	農商工連携を通じた農林漁業者の所得向上、新商品開発や販路拡大による商工業者の経営改善は、本市経済の活性化に必要であると考えられるが、本補助金の効果指標等については更なる検討が必要である。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	農商工連携については、民間のノウハウを活用することが有効である。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	補助率及び補助額は、社会通念に照らし、著しく妥当性を欠くものとは考えていない。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられ、かつ、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	農林漁業者と商工業者のマッチングを補助することにより、両者の所得向上及び経営改善に繋がり、本市の農業及び振興に寄与するため、今後も必要な事業である。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	農業及び商工業の振興の面からも公益性が認められる。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	B	農林漁業者と商工業者のマッチングを補助する制度は他にはなく、当該補助事業は最も適当な政策手段である。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	補助対象経費については明確に規定され、補助割合についても他の制度にも例があり、比較して著しく妥当性を欠くものではない。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	〈今後の改革の方向性〉 ■現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性□拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止 〈上記方向の理由〉 農林漁業者の所得の向上及び商工業者等の経営の安定において、農商工連携は有効な取組である。	外部評価結果	〈視点別評価〉 公益性 ⇒ □高い □低い 必要性 ⇒ □高い □低い 有効性 ⇒ □高い □低い 適格性・妥当性 ⇒ □高い □低い
			〈今後の改革の方向性〉 □現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止
	〈改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画〉		〈まとめ〉

農商工連携促進事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第100号）第2条の表に掲げる農商工連携促進事業補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 農林漁業者 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 市内に住所を有し、かつ、現に市内で農業、林業又は漁業を営む個人
（第7条第1項の規定による農商工連携実施計画の提出日の属する年の前年における農業、林業又は漁業に係る収入（その者が農業、林業又は漁業に必要な作業に従事することによって得られた収入を含む。）の額がおおむね50万円以上である者に限る。）

イ 北さつま農業協同組合、北薩森林組合又は川内市漁業協同組合、甕島漁業協同組合若しくは川内市内水面漁業協同組合

ウ イに掲げる者以外の団体であって、次のいずれかに該当するもの

(イ) その代表者がア又は(イ)に掲げる者に該当する者であり、かつ、その構成員のうちにア、イ又は(イ)に掲げる者に該当する者（以下この号において「市民等」という。）の占める割合が2分の1を超える団体（法人以外の団体に限る。）

(イ) 市内に主たる事業所を有する農地所有適格法人又は農事組合法人

(ウ) (イ)に掲げる者以外の法人であって、次のいずれかに該当するもの

a その構成員又は出資者のうちに市民等の占める割合又は市民等の出資比率が2分の1を超える法人

b 市内に主たる事業所を有する法人であって、現に市内で農業、林業又は漁業を営み、かつ、イに掲げる者の正組合員であるもの

c 市内にその事業所を有する法人であって、当該事業所の主たる業務が農業、林業又は漁業であり、かつ、当該事業所において現に3名以上の者（市内に住所を有し、かつ、雇用保険の被保険者である者に限る。）を雇用しているもの

(2) 商工業者等 市内にその事業所を有する事業者（個人及び法人に限り、農林漁業者を除く。）をいう。

(3) 農商工連携 農林漁業者と商工業者等とが連携して実施する事業活動であって、当該商工業者等が当該農林漁業者からその生産に係る農林水産物（当

該農林漁業者が団体である場合にあっては、その構成員又は出資者の生産に係る農林水産物を含む。以下「生産物」という。）又はその一次加工品を調達して新商品の製造、加工若しくは販売又は新役務の提供を行うものをいう。ただし、当該商工業者等による当該農林漁業者からの当該生産物又はその一次加工品の調達（第7条及び第11条において「生産物等の調達」という。）が、おおむね3年以上の期間継続して行われることが見込まれるものに限る。（補助事業者等の要件）

第3条 補助事業者等は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 次に掲げる要件を満たす農林漁業者

ア 第7条第1項の規定による農商工連携実施計画の承認を受けた者であること。

イ 地区コミュニティ協議会又はその下部組織である団体でない者であること。

ウ 市税の滞納がないこと（法人以外の団体にあっては、その構成員の全てが市税を滞納していないこと。）。

(2) 次に掲げる要件を満たす商工業者等

ア 第7条第1項の規定による農商工連携実施計画の承認を受けた者であること。

イ 市税の滞納がないこと。

（補助事業等の要件）

第4条 補助事業等は、次の各号に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) 第7条第1項の承認を受けた農商工連携実施計画（以下この条、次条、第8条及び第11条において「承認計画」という。）に基づいて実施される事業（承認計画において当該農林漁業者の生産物の一次加工について当該農林漁業者以外の者（当該商工業者等を除く。）に委託する旨が記載されている場合における当該委託を含む。）であること。

(2) 国、県、市その他の公的機関の補助金その他の給付金の交付を受けていない事業であること。

(3) 関係法令の規定に違反していない事業であること。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、前条各号に掲げる要件を満たす補助事業等の実施に要する経費のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める経費とする。

(1) 補助事業者等が第3条第1号に掲げる者に該当する場合 加工委託料（当該承認計画において当該農林漁業者の生産物の一次加工について当該農林漁業者以外の者（当該商工業者等を除く。）に委託する旨が記載されている場合における当該委託に係る委託料をいう。）その他の当該農林漁業者の生産物の一次加工に要する経費

(2) 補助事業者等が第3条第2号に掲げる者に該当する場合 次に掲げる経費

ア 当該承認計画に係る新商品又は新役務の販路の開拓に要する経費であつて次に掲げるもの

(ア) 展示会、商談会等（以下この号において「展示会等」という。）への参加に係る旅費その他の展示会等への参加に要する経費（新商品又は新役務の販路の開拓のために展示会等へ参加する場合に限る。）

(イ) ビラ作成費、ホームページ開設費その他の新商品又は新役務の広告又は宣伝の実施に要する経費

(ウ) パッケージデザイン製作費その他の新商品の包装の用に供される資材の製作に要する経費

イ 当該承認計画に係る新商品の製造、加工若しくは販売又は新役務の提供の用に供する機械等（機械、装置又は器具（車両を除く。）をいう。）の購入に要する経費

ウ 当該農林漁業者からの当該承認計画に係る生産物又はその一次加工品の調達に要する経費（当該生産物又はその一次加工品を当該承認計画に係る新商品の製造、加工若しくは販売又は新役務の提供のために原料又は材料として購入する場合における当該購入に要する経費に限る。）

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

(1) 補助事業者等が第3条第1号に掲げる者に該当する場合 前条第1号に定める経費の額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）。ただし、100万円を限度とする。

(2) 補助事業者等が第3条第2号に掲げる者に該当する場合 前条第2号に定める経費の合計額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）。ただし、300万円を限度とする。

（農商工連携実施計画の提出等）

第7条 農林漁業者及び商工業者等は、補助金の交付を受けて農商工連携を実施しようとするときは、規則第5条の交付の申請に先立ち、共同して、農商工連携実施計画（別記様式）を作成し、これを市長に提出して、その承認を受けなければならない。

2 前項の農商工連携実施計画には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 契約書その他の書類であつて、生産物等の調達をおおむね3年以上の期間継続して行う旨を約していることを証するもの又はその写し

(2) 当該農林漁業者が法人以外の団体である場合における当該農林漁業者の全ての構成員の氏名及び住所を記載した書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付の申請)

第8条 規則第5条の市長が別に指定する日は、当該申請に係る承認計画についての前条第1項の規定による承認の日から起算して1箇月を経過する日とする。

2 規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 当該申請に係る承認計画の写し
- (2) 市税の滞納がないことを証明する書類（法人以外の団体にあつては、その構成員の全てについて市税の滞納がないことを証明する書類）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第9条 規則第6条の規定による交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 交付申請書を提出した者（以下この条において「申請者」という。）が第3条各号のいずれにも該当しない場合
- (2) 補助事業等が第4条各号に掲げる要件を満たさない場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、申請者に補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第10条 規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助事業等の効果について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類
- (2) 補助事業等に係る領収書又は請求書の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定の取消し又は返還)

第11条 市長は、補助金の交付の決定を受けた商工業者等が正当な理由なく当該補助金の交付の決定に係る承認計画に沿って生産物等の調達を行っていないと認めるときは、当該補助金の交付の決定を受けた商工業者等に対し、当該補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

(効果の測定)

第12条 条例第4条第2項第1号の効果は、補助金に係る補助事業者等の数によって測定するものとする。

(補助事業者等の責務)

第13条 補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の産業政策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成２８年４月１日から施行する。
- 2 条例第４条第１項の規定による見直しについては、平成３０年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成３１年度において所要の措置を講ずるものとする。

別記様式（第7条関係）

年 月 日

薩摩川内市長

様

申請者（農林漁業者）

住 所

氏 名

印

申請者（商工業者等）

住 所

氏 名

印

農商工連携実施計画承認申請書

農商工連携促進事業補助金交付要領第7条第1項の規定に基づき、別紙の農商工連携実施計画について承認を受けたいので、申請します。

備考

- 1 申請者が法人その他の団体の場合には、「住所」には「主たる事業所又は事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載してください。
- 2 次の書類を添付してください。
 - (1) 商工業者等による農林漁業者からの生産物等の調達が、おおむね3年以上の期間継続して行われることが見込まれる旨を証する書類又はその写し
 - (2) 申請者（農林漁業者）が法人以外の団体の場合には、その全ての構成員の氏名及び住所を記載した書類
 - (3) その他参考となるべき書類

(別紙)

農商工連携実施計画

1 農商工連携の実施主体の概要

(1) 農林漁業者

ア 氏名又は名称：

イ 住所又は主たる事業所若しくは事務所の所在地：

ウ 団体の場合はその代表者の氏名：

エ 連絡先（電話番号及びFAX番号並びに担当者名）

(ア) 電話番号及びFAX番号：

(イ) 担当者名：

オ 資本金の額又は出資の総額：

カ 従業員数：

キ 主な生産物の名称及び経営規模：

ク 決算月：

(2) 商工業者等

ア 氏名又は名称：

イ 住所又は主たる事業所若しくは事務所の所在地：

ウ 法人の場合はその代表者の氏名：

エ 連絡先（電話番号及びFAX番号並びに担当者名）

(ア) 電話番号及びFAX番号：

(イ) 担当者名：

オ 資本金の額又は出資の総額：

カ 従業員数：

キ 業種：

ク 決算月：

備考

- 1 個人の場合であって、「住所」が「主たる事業所若しくは事務所の所在地」と異なるときには、双方を併記してください。
- 2 法人その他の団体の場合には、定款若しくは規約又はこれらに代わる書類を添付してください。
- 3 最近2期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合には、最近1年間の事業内容の概要を記載した書類）を添付してください。

2 農商工連携の内容

(1) 生産物等（生産物又はその一次加工品）の購入計画の概要

ア 商工業者等が農林漁業者から購入する生産物等の種類又は名称

イ アの年間購入予定数量又は年間購入予定金額

ウ アの購入の予定期間（今後おおむね3年以上）

(2) 商工業者等が(1)の生産物等を利用して新たに生みだそうとする商品又は役務の概要

ア 新商品又は新役務の名称及び概要（これらの新規性等についての説明を含む。）

イ アの販売戦略の概要（主な販売ターゲット、流通経路、PR戦略など）

ウ アの販売数量、販売金額等の見込み及びその根拠

備考 (1)の生産物等又は(2)の新商品若しくは新役務が複数ある場合には、それぞれごとに記載してください。

3 補助金の交付の対象とする予定の取組の概要

(1) 農林漁業者の取組（生産物の一次加工）

取組の内容	事業費
	千円
	千円
（事業費計）	千円

備考

- 1 生産物の一次加工について委託を予定している場合には、その旨を「取組の内容」に明記してください（委託の相手先も含む。）。
- 2 事業費の積算の参考となる見積書等を添付してください。

(2) 商工業者等の取組

取組の内容	事業費
	千円
	千円
	千円
	千円
（事業費計）	千円

備考 事業費の積算の参考となる見積書等を添付してください。

補助金交付先一覧

平成29年度

【単位：円】

	団体名	収入			計	支出			計	主な運営・事業内容
		市補助金	自己資金	その他		事業費	人件費	その他		
1	馬場水産加工場	3,000,000	3,422,639		6,422,639	6,422,639			6,422,639	機械購入費、販路 開拓費等
2	有限会社 かしの樹	2,566,000	2,566,160		5,132,160	5,132,160			5,132,160	機械購入費、販路 開拓費等
3	谷口 直也	613,000	614,240		1,227,240	1,227,240			1,227,240	機械購入費、販路 開拓費等
4					0				0	
5					0				0	
6					0				0	
7					0				0	
8					0				0	
9					0				0	
合計		6,179,000	6,603,039	0	12,782,039	12,782,039	0	0	12,782,039	